

宇部市地域学童保育事業運営業務委託  
公募型プロポーザル仕様書

令和6年9月  
こども未来部  
保育幼稚園課

## 1 委託業務名

宇部市地域学童保育事業運営業務委託

## 2 委託期間及び準備期間

### (1) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、市が適正な運営を行っているとは判断した場合、1年ごとに契約を更新することができる。

### (2) 準備期間

受託候補者の決定後から令和7年3月31日までの期間は準備期間とし、引継業務及び放課後児童支援員の確保など事業実施に向けた一切の準備を行うこと。また、当該準備期間に関する費用は、受託候補者の負担とする。

## 3 実施場所

市が指定する学童保育室

## 4 対象児童

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童（全学年）

## 5 開所日及び開所時間

### (1) 開所日

事業を行う日（開所日）は、原則として月曜日から土曜日までとし、各事業年度につき原則281日以上とする。春休み、夏休み及び冬休み（以下「長期休業」という。）の月曜日から土曜日についても、開所する。

事業を行わない日は以下のとおり

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から翌月3日まで

### (2) 開所時間

小学校の授業の日は1日につき3時間、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上とする。

|      |          |              |
|------|----------|--------------|
| 通常   | 月曜日から金曜日 | 下校時から午後6時まで  |
|      | 土曜日      | 午前8時から午後6時まで |
| 長期休業 | 月曜日から土曜日 | 午前8時から午後6時まで |

ただし、恒常的に基本開所時間を午後6時以降または、午前8時以前に延長することができる。

## 6 委託業務の内容

### (1) 児童の健全な保育に関する業務

#### ① 健康の管理や安全の確保、情緒の安定に関すること。

- ・保護者や学校と連携を取りながら、児童の健康管理に配慮すること。
- ・受託者は、学童保育室や屋外の遊び場などにおける利用児童の安全の確保に努め、遊びにおいてできる限り事故のないよう配慮すること。
- ・交通安全指導に努めること。

② 生活、遊び等の指導

- ・遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- ・遊びを通しての自主性や社会性、創造性の向上に関すること。
- ・遊びの活動の状況の把握とその状況の家庭への連絡に関すること。
- ・家庭や地域における遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- ・基本的な生活習慣、学習習慣および読書週間の確立に関すること。
- ・その他健全な育成上必要な支援に関すること。

③ 虐待の防止

- ・受託者は、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を配置し、職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に努めること。

(2) 事業の運営及び施設管理に関する業務

① 学校等関係機関との連携

- ・小学校とは、学校における様子や健康状態等の情報の交換を積極的に行うこと。
- ・地域のコミュニティ団体及び放課後子ども教室（教育委員会所管）等との連携も取り入れること。

② 業務日誌や児童名簿の作成

- ・児童名簿を作成し、適切に管理すること。日々の出欠席状況について把握し、記録すること。
- ・業務日誌を作成し、日々の業務の内容を記録し、放課後児童支援員等の間で円滑に引き継ぎを行うこと。

③ 入退所の受付と決定通知

- ・入所を希望する対象児童の保護者から入所申込書の提出があれば、事業者はこれを受け付け、保護者の就労状況等を審査し、利用児童の入所の決定や却下をその保護者に通知すること。

また、保護者から退所の意向が伝えられた場合、保護者に退所届を提出させること。

④ 事業の周知

- ・新1年生に対して、教育委員会が行う就学時健康診断等での文書配布などにより、入所の要件や申込時期などの周知を図ること。

⑤ 保護者の負担金の徴収

- ・利用児童の保護者の負担金には、事業利用に対する利用料、共済見舞金掛金、おやつ購入費、その他の負担金があり、受託者が定めた日、定めた方法により徴収し、適切に収納管理を行うこと。

⑥ 施設・備品の管理

- ・学童保育室の清掃や環境整備を行い、適切な保育環境の維持に努めること。
- ・日常的に施設や備品の点検を実施し、安全対策に努めること。
- ・日常の消耗品や備品の購入。委託期間に委託料で購入した物品等は市に帰属する。
- ・学童保育室の使用に伴う賃借料、光熱水費については、原則、市が負担するものとする。

(3) 保護者対応

- ・迎え時の機会を活用し、児童の生活態度等について保護者との情報交換を行うこと。
- ・連絡帳等を活用し、保護者に必要な連絡等行うこと。
- ・保護者等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の決定、解決のための手続きを明確化し、周知に努めること。

## 7 運営規程

宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例32号）第14条に基づき、運営規程を定めること。

## 8 放課後児童支援員の配置

### （1）放課後児童支援員の配置基準

受託者は、原則として下記のとおり放課後児童支援員を常時配置すること。

ただし、下記アにあってはその1人を除き、下記イにあってはその2人を除いて補助員をもってこれに代えることができる。

ア 利用児童が35人以下 2人以上

イ 利用児童が36人以上 3人以上

放課後児童支援員は、宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に規定する者をいう。

### （2）放課後児童支援員等の賃金と有給休暇

原則として別表3の金額を基準に賃金を決定する。また、常勤の放課後児童支援員等に勤務日数に応じた有給休暇を付与すること。

### （3）各種保険への加入

法令で定められている各種保険に加入すること。

### （4）放課後児童支援員等の研修

放課後児童支援員等に対する利用児童の安全管理や生活指導、遊びの指導などに関する知識と技術の習得のための計画的な研修に配慮し、放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。

### （5）放課後児童支援員等の継続雇用について

市が指定する学童保育クラブに勤務しているもので、継続して雇用を希望する者に対しては、最大限配慮し、雇用に努めること。受託者は勤務条件等を説明の上、勤務条件が現在を下回ることとならないよう配慮すること。

### （6）健康診断

放課後児童支援員等に年1回健康診断を受診させ、その結果を記録すること。

## 9 保険等の加入

### （1）児童クラブ共済

利用児童が事業活動中に負傷した場合の見舞金の給付とその負傷により賠償責任を負った場合の賠償金の給付を目的とした総合共済制度であり、全ての利用児童はこの制度に加入することとする。

受託者は共済見舞金掛金を保護者から徴収し、共済賠償責任賠償金掛金については、市が支払う委託料の中から支払う。

### （2）児童クラブ支援員福祉共済

放課後児童支援員等のための傷害共済制度。この制度の加入は受託者の任意とする。

## 10 実施計画書および状況報告の提出

### （1）実施計画書の提出

次の事業年度に係る地域学童保育事業実施計画書を作成し、市の定める期日までに提出すること。

(2) 月報の提出

毎月15日までに前月の利用児童の状況を提出すること。

(3) 活動報告の提出

1学期・夏休み・2学期・冬休み・3学期・春休み終了後活動状況報告書を提出すること。

## 1.1 委託料の支払等

(1) 委託料の支払

市は、地域学童保育事業実施計画書をもとに、仕様書別表4-1～17により算出した委託料を年2回（4月及び1月）概算払いする。

(2) 委託料の精算

受託者は事業年度が終了した後、4月10日までに、地域学童保育事業完了報告書を提出し、市は地域学童保育事業完了報告書をもとに委託料の額を確定し、精算を行う。確定した額が、概算払いにより支払った金額より少ない場合はその差額を市に返還すること。

## 1.2 関係法令の遵守

学童保育クラブの運営にあたっては、次に挙げる関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
- (5) 放課後児童クラブ運営指針（平成27年厚生労働省発出）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 宇部市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）
- (8) その他関係法令

## 1.3 個人情報保護

業務上取り扱う個人情報について、漏えい、紛失、毀損の防止その他個人情報の適正な管理を行い、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

## 1.4 平等に取り扱う原則

児童の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的扱いをしないこと。

## 1.5 緊急時の体制について

学童保育クラブ開所時間中に市から緊急に連絡する場合、メールまたは電話で連絡を行うので、管理者や放課後児童支援員等が連絡をとれる体制整備を行うこと。

学童保育クラブ開所時間中に重大事故や事件等が発生した場合は、警察等への通報及び保護者へ連絡するとともに市へ報告すること。

## 16 委託契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、その委託を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

- (1) 市が受託者に対して求める報告及び調査並びに指示に対して、受託者が従わないとき
- (2) 受託者が本業務に関する契約に違反したとき
- (3) 受託者による運営を継続することが適当でないと市が認めたとき

## 17 災害等に対する対策

非常災害に対する具体的計画をたて、訓練を定期的に行うこと。

## 18 協議

本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は市と協議の上決定するものとする。

### 担当部署

宇部市こども未来部 保育幼稚園課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8329

FAX 0836-22-6051

E-mail kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

## 委託料等の積算根拠（令和6年度）

### 地域学童保育利用料（令和6年度4月1日現在）

別表1 基本利用料

| 月  | 利用児童1人<br>当たりの基本<br>利用料の額 | 月   | 利用児童1人<br>当たりの基本<br>利用料の額 | 月   | 利用児童1人<br>当たりの基本<br>利用料の額 |
|----|---------------------------|-----|---------------------------|-----|---------------------------|
| 4月 | 2,900円                    | 8月  | 3,700円                    | 12月 | 2,500円                    |
| 5月 | 2,500円                    | 9月  | 2,500円                    | 1月  | 2,500円                    |
| 6月 | 2,500円                    | 10月 | 2,500円                    | 2月  | 2,500円                    |
| 7月 | 3,000円                    | 11月 | 2,500円                    | 3月  | 2,900円                    |

長期休業期間のみ登録の場合

| 月   | 利用児童1人<br>当たりの基本<br>利用料の額 | 月  | 利用児童1人<br>当たりの基本<br>利用料の額 | 月  | 利用児童1人<br>当たりの基本<br>利用料の額 |
|-----|---------------------------|----|---------------------------|----|---------------------------|
| 4月  | 1,200円                    | 7月 | 2,000円                    | 8月 | 3,200円                    |
| 12月 | 1,000円                    | 1月 | 1,000円                    | 3月 | 2,000円                    |

別表2 その他徴収する料金

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 利用児童1人延長利用1日当たりの延長利用料  | 50円       |
| 利用児童1人1事業年度当たりの共済見舞金掛金 | 1,620円    |
| 利用児童1人1か月当たりのおやつ購入費    | 必要最小限度の実費 |

### 放課後児童支援員等賃金

別表3 放課後児童支援員等の賃金

|                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 【月給制①】放課後児童支援員1人1月当たりの賃金の額 | 172,620円～176,022円／月額 |
| 【月給制②】放課後児童支援員1人1月当たりの賃金の額 | 143,850円～146,685円／月額 |
| 【時給制】放課後児童支援員1人1時間当たりの賃金の額 | 1,070円／時給            |
| 【時給制】補助員1人1時間当たりの賃金の額      | 970円／時給              |

※月給制①…1日6時間勤務かつ月21日勤務の事務兼務の放課後児童支援員。

※月給制②…1日5時間勤務かつ月21日勤務の放課後児童支援員。

※月給制職員については、賞与として2.6月分支給。

## 地域学童保育事業委託料

別表 4－1 利用児童の人数に応じた事業の運営のための委託料（1日6時間勤務かつ月21日勤務の事務兼務の放課後児童支援員を配置する場合）

| 区 分                      | 1 事業年度当たりの額 |
|--------------------------|-------------|
| 利用児童が 10 人以上 19 人以下の実施施設 | 5,452,000 円 |
| 利用児童が 20 人以上 35 人以下の実施施設 | 5,617,000 円 |
| 利用児童が 36 人以上 50 人以下の実施施設 | 7,226,000 円 |
| 利用児童が 51 人以上 70 人以下の実施施設 | 7,391,000 円 |

※土曜日及び、学校の長期休業期間の開所時間の午前 8 時を恒常的に短縮する場合は、利用児童の人数に応じた事業の運営のための委託料から 121,000 円を減額する。

別表 4－2 利用児童の人数に応じた事業の運営のための委託料（1日5時間勤務かつ月21日勤務の放課後児童支援員を配置する場合）

| 区 分                      | 1 事業年度当たりの額 |
|--------------------------|-------------|
| 利用児童が 10 人以上 19 人以下の実施施設 | 5,078,000 円 |
| 利用児童が 20 人以上 35 人以下の実施施設 | 5,243,000 円 |
| 利用児童が 36 人以上 50 人以下の実施施設 | 6,851,000 円 |
| 利用児童が 51 人以上 70 人以下の実施施設 | 7,017,000 円 |

※土曜日及び、学校の長期休業期間の開所時間の午前 8 時を恒常的に短縮する場合は、利用児童の人数に応じた事業の運営のための委託料から 121,000 円を減額する。

別表 4－3 利用児童の人数に応じた事業の運営のための委託料（月給制の放課後児童支援員を配置しない場合）

| 区 分                      | 1 事業年度当たりの額 |
|--------------------------|-------------|
| 利用児童が 10 人以上 19 人以下の実施施設 | 3,382,000 円 |
| 利用児童が 20 人以上 35 人以下の実施施設 | 3,547,000 円 |
| 利用児童が 36 人以上 50 人以下の実施施設 | 5,155,000 円 |
| 利用児童が 51 人以上 70 人以下の実施施設 | 5,320,000 円 |

※土曜日及び、学校の長期休業期間の開所時間の午前８時を恒常的に短縮する場合は、利用児童の人数に応じた事業の運営のための委託料から121,000円を減額する。

別表５ 共済賠償責任賠償金掛金

|                  |      |
|------------------|------|
| 利用児童１人１事業年度当たりの額 | ２００円 |
|------------------|------|

別表６ 障害児の受入に係る人数に応じた事業の運営のための委託料

| 区 分                                                       | １事業年度当たりの額 |
|-----------------------------------------------------------|------------|
| 障害児を１～２名受け入れ、かつ、障害児受入のために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を１人加配する施設  | ２,００９,０００円 |
| 障害児の受入が３～５人あり、かつ、障害児受入のために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を２人加配する施設 | ４,００９,０００円 |
| 障害児の受入が６人以上あり、かつ、障害児受入のために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を３人加配する施設 | ６,００９,０００円 |

別表７ 開所時間の恒常的な延長に係る事業の運営のための委託料

| 区 分                          | １事業年度当たりの額 |
|------------------------------|------------|
| 午後６時以降に３０分以上の延長を実施する施設       | ５１２,０００円   |
| 午後６時以降に１時間以上の延長を実施する施設       | １,０２５,０００円 |
| 午後６時以降に１時間３０分以上の延長を実施する施設    | １,５３８,０００円 |
| 長期休業期間中及び土曜日に午前７時３０分から実施する施設 | １５９,０００円   |
| 長期休業期間中及び土曜日に午前７時００分から実施する施設 | ３１８,０００円   |

別表 8 事務費  
基礎分

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 1 実施機関 1 事業年度当たりの額 | 420,000円 |
|--------------------|----------|

※但し、1 実施機関が複数校区での事業を受託した場合は、2 校区目から420,000円に1 校区につき210,000円を加算して得た額とする。

規模加算

| 区 分                  | 1 事業年度当たりの額 |
|----------------------|-------------|
| 利用児童が10人以上19人以下の実施施設 | 287,000円    |
| 利用児童が20人以上35人以下の実施施設 | 287,000円    |
| 利用児童が36人以上50人以下の実施施設 | 430,000円    |
| 利用児童が51人以上70人以下の実施施設 | 430,000円    |

※但し、規模加算については、本事業の事務担当者を雇用した場合にのみ、支払いの対象とする。また、年度の途中で事務担当者を雇用した場合は、月額単位で支払うものとし、その月額は、各金額を12で割り100円未満を切り捨てた額とする。

※但し、別表 4－1 に示す放課後児童支援員を配置する場合は、支払の対象としない。

別表 9 送迎支援に係る委託料

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 1 実施機関 1 事業年度当たりの額 | 521,000円 |
|--------------------|----------|

※但し、送迎を行うための車両にかかる経費については、燃料費のみ対象とする。

別表 10 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善に係る委託料

| 対象の放課後児童支援員の区分                                       | 1 放課後児童支援員 1 事業年度当たりの額                                                               |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 放課後児童支援員                                             | 131,000円<br>月給制等職員…月額手当10,500円上限及び必要となる経費<br>時給制職員…時給に105円加算（月額手当10,500円上限）及び必要となる経費 |
| 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、昨年度、若しくは一昨年度に、市の指定する研修等を受講したもの | 263,000円<br>月給制等職員…月額手当21,000円上限及び必要となる経費<br>時給制職員…時給に210円加算（月額手当21,000円上限）及び必要となる経費 |

※対象者の平成28年度の賃金に対し改善が行われており、その額が基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により支払われていること。

※経営に携わる法人の役員である職員については対象外とする。

※本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合は、上に定める放課後児童支援員1人あたりの額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができる。

別表1-1 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）に係る委託料

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 支援の単位ごとに算出された額の合計額 | 基準単価（月額11,000円）×賃金改善対象者数（※1）×事業実施月数 |
|--------------------|-------------------------------------|

※1 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。令和4年10月1日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。

なお、基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担を含んでいる。

別表1-2 処遇改善（市独自加算分）に係る委託料

| 年数・級 | 委託料（加算額/月額）        | 年数・級 | 委託料（加算額/月額）         |
|------|--------------------|------|---------------------|
| 1    | 0円（0円/月）           | 9    | 108,000円（9,000円/月）  |
| 2    | 36,000円（3,000円/月）  | 10   | 108,000円（9,000円/月）  |
| 3    | 36,000円（3,000円/月）  | 11   | 108,000円（9,000円/月）  |
| 4    | 72,000円（6,000円/月）  | 12   | 144,000円（12,000円/月） |
| 5    | 72,000円（6,000円/月）  | 13   | 144,000円（12,000円/月） |
| 6    | 72,000円（6,000円/月）  | 14   | 144,000円（12,000円/月） |
| 7    | 72,000円（6,000円/月）  | 15   | 144,000円（12,000円/月） |
| 8    | 108,000円（9,000円/月） | 16   | 180,000円（15,000円/月） |

※ 月給制放課後児童支援員について支払いの対象とする。

※ 他の委託料区分に流用不可。

《新たに処遇改善を適用する場合》

※ 前年度から継続して勤務する放課後児童支援員の等級は、勤続年数と前年度の働き方から下記のとおり決定する。

| 勤続年数   | 前年度の働き方                 |                            |
|--------|-------------------------|----------------------------|
|        | 一定の所得の範囲内で調整して勤務をしている場合 | 所得制限なく常勤並（週５日程度）の勤務をしている場合 |
| ～１年未満  | １級                      | １級                         |
| ～２年未満  | １級                      | ２級                         |
| ～３年未満  | １級                      | ３級                         |
| ～４年未満  | １級                      | ４級                         |
| ～５年未満  | １級                      | ５級                         |
| ～１０年未満 | １級                      | ６級                         |
| １０年以上  | ６級                      | ８級                         |

※次年度以降は、１級ずつ昇給する。

※勤続年数は、学童保育クラブでの勤務年数とする。

《前年度、処遇改善を適用している場合》

前年度の等級から１級昇給する。

別表１３ 職員配置に係る委託料

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| 月給制放課後児童支援員を２人以上配置するクラブ<br>２人目以降１人につき | １,６９６,０００円 |
|---------------------------------------|------------|

※但し、利用児童の数に応じて下記を限度とする。

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| 利用児童が１０人以上３５人以下の実施施設<br>(職員配置基準２人) | １,６９６,０００円 |
| 利用児童が３６人以上の実施施設<br>(職員配置基準３人)      | ３,３９２,０００円 |

※障害児受入のために放課後児童支援員等を加配しているクラブにおいて、加配放課後児童支援員が月給制放課後児童支援員の場合には、上記限度額に下記を加算した額を限度とする。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 当該加配放課後児童支援員１人につき | １,６９６,０００円 |
|-------------------|------------|

別表１４ 委託料減額分（利用料収入分）

| 区 分                  | １事業年度当たりの額  |
|----------------------|-------------|
| 利用児童が１０人以上１９人以下の実施施設 | △３２５,０００円   |
| 利用児童が２０人以上３５人以下の実施施設 | △６５０,０００円   |
| 利用児童が３６人以上５０人以下の実施施設 | △１,１７０,０００円 |
| 利用児童が５１人以上７０人以下の実施施設 | △１,６５７,５００円 |

別表 1 5

|                                                       |                  |
|-------------------------------------------------------|------------------|
| 別表 3 の月給制②に満たない月給制を導入している施設は、月給制放課後児童支援員 1 人当たりの委託料の額 | △ 3 7 8, 0 0 0 円 |
|-------------------------------------------------------|------------------|

別表 1 6 徴収しない基本利用料相当額に係る委託料

|                                        |                                                                |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 利用児童 1 人 1 か月当たりの徴収しない基本利用料相当額に係る委託料の額 | 2, 5 0 0 円<br>※ 月の途中に入所し、又は退所した利用児童に係る基本利用料相当額は、基本利用料日割算定額とする。 |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|

別表 1 7 徴収しない共済見舞金掛金相当額に係る委託料

|                                            |            |
|--------------------------------------------|------------|
| 利用児童 1 人 1 事業年度当たりの徴収しない共済見舞金掛金相当額に係る委託料の額 | 1, 6 2 0 円 |
|--------------------------------------------|------------|

## 上宇部学童保育クラブの概況

### (1) 開所時間

|      |          |                        |
|------|----------|------------------------|
| 通常   | 月曜日から金曜日 | 下校時から午後6時30分まで(延長30分)  |
|      | 土曜日      | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |
| 長期休暇 | 月曜日から土曜日 | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |

### (2) 利用登録児童数(令和6年4月1日現在)

| クラス名 | 登録児童数<br>(通常時) | 登録児童数<br>(長期休暇のみ) | 障害児童数<br>(うち人数) | 年間平均登録児童数 |
|------|----------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 上宇部1 | 52人            | 9人                | 4人              | 52人       |
| 上宇部2 | 72人            | 10人               | 5人              | 76人       |
| 上宇部3 | 31人            | 7人                | 0人              | 34人       |
| 合 計  | 155人           | 26人               | 9人              | 162人      |

### (3) 放課後児童支援員等の配置(令和6年4月1日時点)

| クラス名 | 支援員数 | 補助員数 | 合計  |
|------|------|------|-----|
| 上宇部1 | 6人   | 1人   | 7人  |
| 上宇部2 | 6人   | 0人   | 6人  |
| 上宇部3 | 4人   | 0人   | 4人  |
| 合 計  | 16人  | 1人   | 17人 |

※月給制職員は上宇部1、上宇部2、上宇部3にそれぞれ1人ずつ配置

### (4) 利用料・延長保育料及び共済見舞金掛金

別表1及び別表2のとおり

### (5) おやつ購入費

月額 2,000円

### (6) 事業収入の内訳(児童数は、令和6年4月1日時点)

|        | 費目                | 金額          | 積算の内訳                            |
|--------|-------------------|-------------|----------------------------------|
| 委託料    | 委託料(仕様書別表4-1・2・3) | 19,277,000  | 上宇部1:別表4-2、上宇部2:別表4-2、上宇部3:別表4-2 |
|        | 児童共済賠償掛金(別表5)     | 36,200      | 年200円×181人                       |
|        | 障害児受入加算(別表6)      | 4,018,000   | 障害児2名まで加配職員1名                    |
|        | 開所時間延長加算(別表7)     | 1,024,000   | 午後6時30分まで開所 512,000円×2支援         |
|        | 事務費(別表8)          | 420,000     | 1実施機関の事務費基礎分(固定額)                |
|        | 規模加算(別表8)         | 1,147,000   | 事務担当者を雇用した場合 430,000円×2+287,000円 |
|        | 支援員処遇改善委託料(別表10)  | 3,152,000   | 131,000円×8人+263,000円×8人          |
|        | 委託料減算分(利用料収入)     | ▲ 3,965,000 | 1,657,500円×2支援+650,000円          |
| 利用者負担金 | 利用料               | 5,307,900   | (年)32,500円×155人+(長期)10,400円×26人  |
|        | 児童共済掛金(1人1,620円)  | 293,220     | 年1,620円×181人                     |
| 合計     |                   | 30,710,320  |                                  |

## 神原学童保育クラブの概況

### (1) 開所時間

|      |          |                        |
|------|----------|------------------------|
| 通常   | 月曜日から金曜日 | 下校時から午後6時30分まで(延長30分)  |
|      | 土曜日      | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |
| 長期休暇 | 月曜日から土曜日 | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |

### (2) 利用登録児童数(令和6年4月1日現在)

| クラス名 | 登録児童数<br>(通常時) | 登録児童数<br>(長期休暇のみ) | 障害児童数<br>(うち人数) | 年間平均登録児童数 |
|------|----------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 神原1  | 46人            | 11人               | 0人              | 51人       |
| 神原2  | 32人            | 5人                | 1人              | 35人       |
| 合 計  | 78人            | 16人               | 1人              | 86人       |

### (3) 放課後児童支援員等の配置(令和6年4月1日時点)

| クラス名 | 支援員数 | 補助員数 | 合計  |
|------|------|------|-----|
| 神原1  | 6人   | 3人   | 9人  |
| 神原2  | 3人   | 2人   | 5人  |
| 合 計  | 9人   | 5人   | 14人 |

※月給制職員は神原1に各1人配置

### (4) 利用料・延長保育料及び共済見舞金掛金

別表1及び別表2のとおり

### (5) おやつ購入費

月額 2,000円

### (6) 事業収入の内訳(児童数は、令和6年4月1日時点)

|        | 費目                | 金額          | 積算の内訳                          |
|--------|-------------------|-------------|--------------------------------|
| 委託料    | 委託料(仕様書別表4-1・2・3) | 10,564,000  | 神原1:別表4-2、神原2:別表4-3            |
|        | 児童共済賠償掛金(別表5)     | 18,800      | 年200円×94人                      |
|        | 障害児受入加算(別表6)      | 2,009,000   | 障害児2名まで加配職員1名                  |
|        | 開所時間延長加算(別表7)     | 512,000     | 午後6時30分まで開所 512,000円×1支援       |
|        | 事務費(別表8)          | 420,000     | 1実施機関の事務費基礎分(固定額)              |
|        | 規模加算(別表8)         | 717,000     | 事務担当者を雇用した場合 430,000円+287,000円 |
|        | 支援員処遇改善委託料(別表10)  | 1,707,000   | 131,000円×5人+263,000円×4人        |
|        | 委託料減算分(利用料収入)     | ▲ 2,307,500 | 650,000円+1,170,000円            |
| 利用者負担金 | 利用料               | 2,701,400   | (年)32,500円×78人+(長期)10,400円×16人 |
|        | 児童共済掛金(1人1,620円)  | 152,280     | 年1,620円×94人                    |
| 合計     |                   | 16,493,980  |                                |

## 原学童保育クラブの概況

### (1) 開所時間

|      |          |                        |
|------|----------|------------------------|
| 通常   | 月曜日から金曜日 | 下校時から午後6時30分まで(延長30分)  |
|      | 土曜日      | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |
| 長期休暇 | 月曜日から土曜日 | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |

### (2) 利用登録児童数(令和6年4月1日現在)

| クラス名 | 登録児童数<br>(通常時) | 登録児童数<br>(長期休暇のみ) | 障害児童数<br>(うち人数) | 年間平均登録児童数 |
|------|----------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 原1   | 47人            | 3人                | 3人              | 48人       |
| 原2   | 32人            | 5人                | 0人              | 34人       |
| 合 計  | 79人            | 8人                | 3人              | 82人       |

### (3) 放課後児童支援員等の配置(令和6年4月1日時点)

| クラス名 | 支援員数 | 補助員数 | 合計  |
|------|------|------|-----|
| 原1   | 5人   | 1人   | 6人  |
| 原2   | 3人   | 1人   | 4人  |
| 合 計  | 8人   | 2人   | 10人 |

※月給制職員は原1に各1人配置

### (4) 利用料・延長保育料及び共済見舞金掛金

別表1及び別表2のとおり

### (5) おやつ購入費

月額 2,000円

### (6) 事業収入の内訳(児童数は、令和6年4月1日時点)

|        | 費目                | 金額         | 積算の内訳                          |
|--------|-------------------|------------|--------------------------------|
| 委託料    | 委託料(仕様書別表4-1・2・3) | 10,398,000 | 原1:別表4-2、原2:別表4-3              |
|        | 児童共済賠償掛金(別表5)     | 17,400     | 年200円×87人                      |
|        | 障害児受入加算(別表6)      | 2,009,000  | 障害児2名まで加配職員1名                  |
|        | 開所時間延長加算(別表7)     | 512,000    | 午後6時30分まで開所 512,000円×1支援       |
|        | 事務費(別表8)          | 420,000    | 1実施機関の事務費基礎分(固定額)              |
|        | 規模加算(別表8)         | 717,000    | 事務担当者を雇用した場合 430,000円+287,000円 |
|        | 支援員処遇改善委託料(別表10)  | 1,840,000  | 131,000円×2人+263,000円×6人        |
|        | 委託料減算分(利用料収入)     | ▲1,820,000 | 650,000円×1支援+1,170,000円×1支援    |
| 利用者負担金 | 利用料               | 2,653,900  | (年)32,500円×79人+(長期)10,800円×8人  |
|        | 児童共済掛金(1人1,620円)  | 140,940    | 年1,620円×87人                    |
| 合計     |                   | 16,888,240 |                                |

## 黒石学童保育クラブの概況

### (1) 開所時間

|      |          |                        |
|------|----------|------------------------|
| 通常   | 月曜日から金曜日 | 下校時から午後6時30分まで(延長30分)  |
|      | 土曜日      | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |
| 長期休暇 | 月曜日から土曜日 | 午前8時から午後6時30分まで(延長30分) |

### (2) 利用登録児童数(令和6年4月1日現在)

| クラス名 | 登録児童数<br>(通常時) | 登録児童数<br>(長期休暇のみ) | 障害児童数<br>(うち人数) | 年間平均登録児童数 |
|------|----------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 黒石1  | 50人            | 10人               | 5人              | 49人       |
| 黒石2  | 55人            | 9人                | 2人              | 55人       |
| 黒石3  | 20人            | 2人                | 0人              | 20人       |
| 合 計  | 125人           | 21人               | 7人              | 124人      |

### (3) 放課後児童支援員等の配置(令和6年4月1日時点)

| クラス名 | 支援員数 | 補助員数 | 合計  |
|------|------|------|-----|
| 黒石1  | 6人   | 2人   | 8人  |
| 黒石2  | 7人   | 0人   | 7人  |
| 黒石3  | 4人   | 0人   | 4人  |
| 合 計  | 17人  | 2人   | 19人 |

※月給制職員は黒石1、黒石2に各1人ずつ配置

### (4) 利用料・延長保育料及び共済見舞金掛金

別表1及び別表2のとおり

### (5) おやつ購入費

月額 2,000円

### (6) 事業収入の内訳(児童数は、令和6年4月1日時点)

|        | 費目                | 金額          | 積算の内訳                                           |
|--------|-------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| 委託料    | 委託料(仕様書別表4-1・2・3) | 17,415,000  | 黒石1:別表4-2、黒石2:別表4-2、黒石3:別表4-3                   |
|        | 児童共済賠償掛金(別表5)     | 29,200      | 年200円×146人                                      |
|        | 障害児受入加算(別表6)      | 4,018,000   | 障害児2名まで加配職員1名                                   |
|        | 開所時間延長加算(別表7)     | 512,000     | 午後6時30分まで開所 512,000円×1支援                        |
|        | 事務費(別表8)          | 420,000     | 1実施機関の事務費基礎分(固定額)                               |
|        | 規模加算(別表8)         | 1,147,000   | 事務担当者を雇用した場合 430,000円×2支援、<br>287,000円×1支援      |
|        | 支援員処遇改善委託料(別表10)  | 3,415,000   | 黒石1:6人、黒石2:6人、黒石3:5人<br>131,000円×8人+263,000円×9人 |
|        | 委託料減算分(利用料収入)     | ▲ 3,477,500 | 1,170,000円×1支援、1,657,500円×1支援、<br>650,000円×1支援  |
| 利用者負担金 | 利用料               | 4,280,900   | (年)32,500円×125人+(長期)10,400円×21人                 |
|        | 児童共済掛金(1人1,620円)  | 236,520     | 年1,620円×146人                                    |
| 合計     |                   | 27,996,120  |                                                 |